

## 健康保険証の写しのマスキング（黒塗り）について

建設総務課  
技術管理課

健康保険法の改正により、令和2年10月1日から、本人確認等のため健康保険証を使用する際、被保険者等の記号・番号及び保険者番号の提供を求めることが禁止されました。

つきましては、今後、市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務に係る入札・契約手続等において建設総務課（又は工事担当課）に健康保険証の写しを提出する際には、下図のとおり、被保険者等の記号・番号及び保険者番号をマスキング（黒塗り）して提出してください。

なお、当該箇所にマスキングを行わずに提出された場合にも書類は受け付けますが、建設総務課（又は工事担当課）において当該箇所にマスキングを行いますので、あらかじめご了承ください。

### <マスキング（黒塗り）の見本>

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	令和○年○月○日交付
	記号	番号
氏名	○○ ○○	
生年月日	昭和○○年○○月○○日	
性別	○	
資格取得年月日	平成○○年○○月○○日	
事業者名称	○○株式会社	
保険者番号		
保険者名称	○○○○	
保険者所在地	○○県○○市○○	

QRコードがある場合は、  
記号・番号等と同様に  
マスキングしてください。